

越前市コロナに負けない地域応援商品券 取扱事業所募集要項

1 発行の目的

新型コロナウイルスの影響により打撃を受けた地域経済を守るため、市内での消費喚起を促すことを目的として、武生商工会議所、越前市商工会及び市内金融機関と連携して、越前市コロナに負けない地域応援商品券の発行事業を実施する。

2 商品券の発行について

- (1) 名称 越前市コロナに負けない地域応援商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 実施主体 越前市
- (3) 発行者 越前市コロナに負けない地域応援商品券発行事業推進協議会（以下「協議会」という。）
- (4) 販売場所 初日 令和2年7月19（日）：越前市 AW-I スポーツアリーナ（武生中央公園総合体育館）、丹南総合公園体育館、武生商工会議所、あいぱーく今立（2万冊）
2日目以降平日：市内の21郵便局及び市役所1階の収納窓口（1万冊）
- (5) 対象者 令和2年6月11日現在での越前市民
- (6) 販売価格 10,000円（1,000円券×12枚 12,000円分）
- (7) 発行部数 30,000冊（1世帯当たり最大3冊、36,000円分購入可能）
- (8) 販売期間 令和2年7月19日（日）～令和2年8月31日（月）
- (9) 使用期間 令和2年7月19日（日）～令和2年11月1日（日）

3 取扱いにおける留意事項

- (1) 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において使用可能とする。
- (2) 商品券は現金化できない。
- (3) 商品券額面に使用が満たない場合でも、釣銭を出すことはできない。
- (4) 不足分は現金等で受け取ること。
- (5) 使用期間を過ぎた商品券は受け取ることはできない。
- (6) 商品券の紛失および盗難に対し、協議会はその責を負わない。

4 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

5 取扱事業所の参加資格

市内において営業する中小店舗で、小売業、飲食業、サービス業、バス・タクシー業等を営み、最終消費者に対して物品やサービスを提供する事業所。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条の適用を受けている事業者等は除く。

なお中小店舗の定義は、次の大型店等に該当しない店舗とする。

- ・大規模小売店舗立地法で定める届出小売店舗面積 1,000 m²以上の店舗
(ただし大型店舗における専門店は中小店舗)
- ・本部が市外に立地するチェーン店
(ただしフランチャイズ経営による市内オーナー経営店は中小店舗)

6 取扱事業所の責務等

- (1) 取扱事業所であることが明確になるよう、ポスターを使用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 使用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。和紙透かし加工がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに協議会（0778-22-3047）まで報告することとする。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店ででの再使用を防止するため裏面に取扱事業所名を記入することとし、既に取扱事業所名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないこと。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能とする。
- (5) 取扱事業所自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。
- (6) 使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱事業所の責務とする。
- (7) 福井県暴力団排除条例および越前市暴力団排除条例を遵守すること。

7 申請手続について

(1) 申請方法

この「募集要項」に同意のうえ、「取扱事業所登録申請書」に必要事項を記入し、申請先（越前市産業政策課、武生商工会議所、越前市商工会）へ郵送、FAXまたは直接提出すること。

※ (2) 申請書の提出先を参照

※ 「取扱事業所登録申請書」は越前市、武生商工会議所、越前市商工会ホームページからダウンロード可能。

(2) 申請書の提出先

①武生商工会議所の会員

〒915-8522 越前市塚町101番地

TEL : 0778-23-2020 FAX 0778-23-4234

②越前市商工会の会員

〒915-0242 越前市粟田部町9-1-9
TEL : 0778-43-0877 FAX 0778-43-7005

③上記①②に該当しない事業所

越前市産業政策課
〒915-8530 越前市府中一丁目13-7
TEL : 0778-22-3047 FAX 0778-22-5167

(3) 申請期間

令和2年6月11日(木)～令和2年9月30日(水) 必着

※ 令和2年6月30日(火)までに申請した取扱事業所は、「取扱事業所一覧冊子」に掲載。「取扱事業所一覧冊子」は商品券販売時に購入者へ配布する。

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、審査の結果要項の内容に適すると判断した際は、取扱事業所として承認する。承認後、登録決定通知、換金取次依頼書、ポスター、取次事行所証、換金についての説明を配布する。不適當の場合はその理由を通知する。

(5) その他

①越前市内に複数の店舗を有する事業者は、個別の店舗ごとに申請すること。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申請はできない。個別のテナントごとに申請すること。

8 換金について

詳細については、承認時に配布する換金についての説明に記載。

(1) 換金場所

福井銀行、福井信用金庫、福邦銀行、北國銀行、越前たけふ農業協同組合の市内支店(表)から指定することとする。変更はできない。

1	福井銀行	武生支店	12	福井信用金庫	粟田部支店
2	福井銀行	武生西支店	13	福井信用金庫	村国支店
3	福井銀行	味真野支店	14	福井信用金庫	王子保支店
4	福井銀行	村国支店	15	福井信用金庫	神山支店
5	福井銀行	武生南支店	16	福邦銀行	今立支店
6	福井銀行	武生北支店	17	福邦銀行	武生支店
7	福井銀行	今立支店	18	福邦銀行	村国支店
8	福井銀行	岡本支店	19	北國銀行	丹南支店
9	福井信用金庫	芝原支店	20	越前たけふ農業協同組合	中央支店
10	福井信用金庫	武生営業部	21	越前たけふ農業協同組合	東部支店
11	福井信用金庫	味真野支店			

(2) 換金に必要なもの

- ①使用済券(裏面に登録されている取扱事業所名を記入すること、ゴム印可)
- ②換金取次依頼書
- ③取扱事業所証

(3) 換金期間

令和2年7月20日（月）～令和2年12月30日（水）までの金融機関の営業時間

※ 上記期間を過ぎての換金には一切応じないため、注意すること。

9 取扱事業所の取消等

募集要項に違反する行為が判明した場合、取扱事業所の承認を取り消し、商品券の換金を行わない場合がある。また、違反により損害が発生した際は賠償を請求する場合がある。

10 その他留意事項

- (1) 募集要項に記載されていない事項は、協議会へ問い合わせすること。
- (2) 取扱事業所情報（店舗名称、所在地等）は、「取扱事業所一覧」として、ホームページやリーフレットなどにより広報。
- (3) 申請した個人情報等については、本事業以外に使用することはない。

<問合先> 越前市コロナに負けない地域応援商品券発行事業推進協議会
(越前市 産業政策課内)
〒915-8530 越前市府中一丁目13-7